

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場
自動販売機設置事業者募集要項

令和4年5月

鳥取県境港水産事務所

1 目的

この要項は県営境港水産物地方卸売市場の一部を使用して自動販売機による清涼飲料水の販売を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」及び別紙2「貸付条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

(1) 企画書（様式第1号）

(2) 登記事項証明書又は身分証明書

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する住民票抄本を提出すること。

(3) 納税証明書

企画書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(4) 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

(5) 県内の営業所等の一覧表

(6) 企画書の6社会貢献に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

3 自動販売機設置事業者選定審査会等

(1) 審査委員予定者（4名）は次のとおり

- ・ 県 境港水産事務所 所長、次長
- ・ 指定管理者 境港水産物市場管理株式会社 代表取締役、専務取締役

4 その他留意事項

(1) 提出された企画書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。

(4) 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(5) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(6) 販売数量等の実績は添付資料を参照すること。

別紙 1

自動販売機設置事業者募集に係る条件等

1 概要

(1) 設置する自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（清涼飲料水は缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）

(2) 設置場所及び最大貸付面積等

番号	設置場所	台数	最大貸付面積	備考
1	1階 休憩室	1台	幅 2.00m×奥行 1.00m	機器設置幅 1.20m
2	2階 休憩スペース 1	1台	幅 2.00m×奥行 1.00m	機器設置幅 1.20m
3	2階 休憩スペース 2	4台	幅 2.00m×奥行 1.00m	機器設置幅 1.20m

各エリア内に設置できる自動販売機は各社 1 台までとし、複数の事業者が募集しているエリアについては、順位が上位の者から順に希望する位置を決定する。

(3) 利用対象者

市場利用者（入居団体従業員、仲卸業者、売買参加者等）

2 使用許可期間

令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで。

期間満了後は、契約の更新及び許可期間の延長は行わない。

3 使用許可面積

(1) 使用許可面積は、設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の垂直投影面積とする。

(2) 使用許可面積は、自動販売機設置事業者選定後に協議し、決定する。

4 使用料等

(1) 行政財産使用料

ア 使用料は使用面積に応じて算定するものとする。

イ 使用料は公有財産事務取扱要領（平成 2 1 年 7 月 2 4 日付第 2 0 0 9 0 0 0 6 2 4 8 2 号総務部長通知）に基づき算定した金額によるものとする。

使用面積 1 ㎡につき 1 月 830 円（1 ㎡未満の端数は切り上げ）

(2) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額に企画書記載の取扱手数料率を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(3) 光熱水費

自動販売機の運転に必要な光熱水費は、事業者が負担するものとする。

(4) 使用料等の納付

行政財産使用料及び取扱手数料は、県の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。熱水費は、指定管理者が発行する納入通知書により、その指定する 期日までに納付しなければならない。

(5) 報告

事業者は、販売数量及び売上額を毎月取りまとめ、境港水産事務所長に翌月の 1 5 日までに報告しなければならない。

使用条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和4年8月1日以降速やかに自動販売機を設置すること。

2 清涼飲料水の種類

事業者は、販売する清涼飲料水の種類及び金額を境港水産事務所長に通知し、その承認を受けなければならないものとし、その内容を変更するときも同様とする。

3 県有財産への出入り

自動販売機への清涼飲料水の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、市場内へ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

4 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

(2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用

子メーターは計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。

(3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等

(4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

5 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

6 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

7 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかでない場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

8 改善の要求

県は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

(1) 自動販売機の管理等が不適當であるとき。

(2) 販売する清涼飲料水の種類が不適當であるとき。

9 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、市場管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

10 容認事項

県は、市場管理のため年1回程度の停電作業を行う。